

用語解説

用語	意味	例
する（行う）	<p>法規範の内容を創設的に宣言する場合に使用する。</p> <p>そのような行為が法令上当然に行われる、ないしは法令上そのように取り扱うという意味がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻関係は、離婚によって<u>終了する。</u> ・相続は、死亡によって<u>開始する。</u>
とする	<p>法令上創設的であると同時に、拘束的な意味を持つ。</p> <p>右の任期の例で言えば、「普通地方公共団体の任期は四年であるし、四年でなくてはならず、条例などでこれを短縮することはできない」という言外の意味がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・懲罰は、<u>左のとおりとする。</u> ・普通地方公共団体の長の任期は、<u>四年とする。</u>
(する) ものとする	<p>① 物事の建前や原則を表す場合に使用する。</p> <p>② 行政機関に一定の行為を義務付ける。この場合、「しなければならない」という意味に近いが、断定的に拘束するというよりは、取り扱いの原則や方針を宣言するといったニュアンスがこめられている。(若干の裁量の余地がある。)</p> <p>③ 解釈上の疑義があるような場合について、まぎれや誤解を避けるため使用される。右の例で言えば、「適用がある」と言い切ってしまうと、本来適用がないのに適用するための規定を設けたと誤解される可能性があるため。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから<u>成るものとする。</u> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、(中略) 直ちにその旨を<u>通知するものとする。</u> ・主務大臣は、(中略) 得に必要があると認めるときは、<u>標準価格を改定するものとする。</u> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この法律及びこの法律に基づいて発する命令は、(中略) これに準ずるべきものについても<u>適用あるものとする。</u>
することができる	<p>法律上の権利・能力・権限などがあることを表す。ただし、その権利等を与えられた場合でも、その権利等を行行使するか否かは、与えられたものが自由に決定することができるのが原則である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年に達した者は、<u>養子をすることができる。</u> ・普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて(中略) <u>条例を制定することができる。</u>
することができない	<p>法律上の権利・能力・権限がないことを表す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男は、18歳(中略) にならなければ、<u>婚姻をすることができない。</u>
しなければならない	<p>作為義務(=ある行為を行う義務のこと)を定めるときに使われる。「義務がある」と同じ意味合いを持つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の任用は、(中略) に基づいて<u>行わなければならない。</u> ・職員は、条例の定めるところにより、<u>サービスの宣誓をしなければならない。</u>
してはならない	<p>不作為義務(=ある行為をしない義務のこと)を定めるときに使う。ある行為を禁止する意味を持つ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(前略) 職員の職全体の不名誉となるような<u>行為をしてはならない。</u> ・職員は、職務上知り得た秘密を<u>漏らしてはならない。</u>

努めるものとする	行政機関が一定の行為について努力することを義務付けられる。 ただし断定的な拘束ではなく，原則的な意味合いがあり，場合によっては柔軟に対応することができる。
努めなければならない	行政機関が一定の行為について努力することを義務付けられる。 裁量権はなく，絶対的に努力することが必要である。